

(3) 経済的な保障制度

1. 傷病手当金

- 会社員や公務員等が病気やけがなどで仕事を休まざるを得なかった時に給料（日額）の3分の2に当たる額が保障される制度です。
- 休職4日目から最長1年6か月支給されます。

【手続き】 加入している医療保険の窓口

2. 障害年金

- 被保険者である期間（若しくは60歳から65歳までの間）に病気などで重度の障害が残った方に年金を早くから支給する制度です。人工肛門の造設や、咽頭部摘出を受けた方のほか、日常生活や就労の面で困難が多くなった場合に受給できることがあります。
- 加入している年金制度によって、障害基礎年金（国民年金）、障害厚生年金（厚生年金）に分かれます。加入する年金制度により、受け取る条件が異なります。
- 認定された障害の等級に応じて、一定額の年金を受給できます。また、障害厚生年金については、障害基礎年金と並行しての受給が可能となります。

【手続き】 障害基礎年金 … 各市町村の国民年金の窓口

障害厚生年金 … 年金事務所

3. 障害手当金

- 障害手当金は厚生年金に加入している方が対象です。一定程度の障害の状態にあるものの、障害年金の対象にならない軽度の障害を負った方に支給されるものです。

【手続き】 年金事務所

4. 雇用保険の失業給付

- 雇用保険の被保険者が離職した場合、一定の要件を満たせば、雇用保険の「基本手当（いわゆる失業給付）」を受け取ることができます。
- 給付日数は、加入期間や退職理由、退職年齢によって90日～360日と様々です。
- なお、がんなどの病気のために、退職後引き続き30日以上職業に就くことができない状態の場合は、受給期間の満了日を延長することができます。

【手続き】 住所地を管轄するハローワーク